

令和5年（第4回定例会）

厚生環境教育委員会 会議録

令和5年12月11日

## 厚生環境教育委員会 会議録

○開会日時 令和5年12月11日（月）

開議 午前10時00分 閉議 午後02時06分

○開会場所 市議会 第3委員会室

○出席委員（8名）

委員長	安部 一郎 君	副委員長	重松 康宏 君
委員	中村 悟 君	委員	小野 和美 君
委員	日名子 敦子 君	委員	三重 忠昭 君
委員	黒木 愛一郎 君	委員	山本 一成 君

○欠席委員（0名）

○委員外議員出席者（1名）

阿部 真一 君

○参考人（1名）

横川 明 君（別府市放課後児童クラブ連絡協議会 会長）

○執行部出席者

教育長	寺岡 悌二 君	市民福祉部長兼 福祉事務所長	田辺 裕 君
こども部長	宇都宮 尚代 君	いきいき健幸部長	大野 高之 君
教育部長	古本 昭彦 君	高齢者福祉課長	入田 純子 君
ひと・くらし支援 課長	甲斐 博幸 君	障害福祉課長	大久保 智 君
こども部次長兼 子育て支援課長	中西 郁夫 君	こども家庭課長	内田 千乃 君
健康推進課長	和田 健二 君	保険年金課長	石崎 聡 君

介護保険課長 阿南 剛 君 スポーツ推進課長 豊田 正順 君  
 学校教育課長 松丸 真治 君

○議会事務局出席者

局長 河野 伸久 課長 中村 賢一郎  
 主査 松尾 麻里 主査 佐藤 雅俊

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第112号	令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第116号	令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第121号	別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第122号	別府市国民健康保険税条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第123号	別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第136号	指定管理者の指定について（別府市社会福祉会館）	全員一致による 原案可決
議第137号	指定管理者の指定について（ハイパフォーマンスジム別府）	全員一致による 原案可決
請願第2号	別府市就学前教育・保育ビジョン(素案)に関する請願	全員一致による 採択
請願第3号	別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）についての請願	全員一致による 採択

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和5年12月11日

厚生環境教育委員会

委員長 安部 一郎

## 厚生環境教育委員会 会議概要

○開議：10時00分

○安部委員長

ただいまから、厚生環境教育委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）ほか6件、請願第2号別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）に関する請願及び請願第3号別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）についての請願の計9件であります。

審査はお手元に配付している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

初めに、高齢者福祉課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）高齢者福祉課関係部分及び議第136号指定管理者の指定について、当局から一括で説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、今回提出しております市民福祉部関係の概要について御説明申し上げます。

市民福祉部におきましては、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）におきまして、高齢者福祉課、ひと・くらし支援課、障害福祉課の3課より予算案を提出しております。

また、議第136号指定管理者の指定についてを高齢者福祉課より提出しております。順次、担当課より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは高齢者福祉課関係部分について御審査をお願いいたします。

○入田高齢者福祉課長

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）及び議第136号指定管理者の指定について、高齢者福祉課関係部分について御説明いたします。

議案書の65ページを御覧ください。

議第112号と関係がありますので、先に議第136号指定管理者の指定について御説明させていただきます。

これは地方自治法の規定に基づき、社会福祉法人別府市社会福祉協議会に別府市社会福祉会館の管理を指定管理者として行わせようとするものです。指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間です。

続きまして、予算書の8ページを御覧ください。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）関係部分について御説明いたします。

先ほど御説明いたしました社会福祉会館指定管理料について、令和6年度から令和10年度までの期間の債務負担行為の限度額として、9,333万2,000円を計上するものであります。

以上で、高齢者福祉課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○安部委員長

質疑のある方、御発言願います。ございませんか。

○山本委員

質疑ではないんやけど、いいですか。

今までここは、どこがしてたの。

○入田高齢者福祉課長

今までも、同じ社会福祉法人別府市社会福祉協議会になります。

○山本委員

では今度は延長ということ。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

今までも社会福祉協議会なんです、5年で切ってますので新たにということ、再度ということになります。

○山本委員

それを先に言わないと。それを説明しておかないと新規だと思うでしょ。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

申し訳ございません。

○安部委員長

よろしいですね。

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）高齢者福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第112号高齢者福祉課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第136号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第136号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、高齢者福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時06分

再開：10時06分

○安部委員長

再開いたします。

次に、ひと・くらし支援課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）ひと・くらし支援課関係部分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、ひと・くらし支援課関係部分についての御審査をお願い申し上げます。

○甲斐ひと・くらし支援課長

それでは、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）ひと・くらし支援課関係部分について御説明いたします。

予算書の36ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

事業番号0308生活保護扶助に要する経費の追加額として、2億2,621万円を計上しております。これは、今年度の生活保護費のうち、医療扶助費の支出が増大し扶助費の予算不足が見込まれます。理由といたしましては、新型コロナウイルスが第5類になり、新型コロナウイルス感染症に係る医療費公費負担の終了や、受診控えの解消により通院や入院費が増大したものと考えられます。

続きまして、次に13ページをお開きください。

歳入でございます。

生活保護費負担金の追加額として、1億6,965万7,000円を計上しております。これは先ほど歳出で御説明した生活保護費を増額することに伴い、国庫負担金である75%を乗じた額を計上したものであります。

以上、ひと・くらし支援課関係部分について説明いたしました。委員の皆様の御審議をお願いいたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○中村委員

ちょっと質問なんですけど、コロナが終わって5類に落ちて、扶助費が増えたってことなんですけど、その前のコロナ以前の水準に戻ってきたっていう考え方でよろしいんですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

実際のところ生活保護世帯、人数ともに令和元年度から若干は減ってきてるんですけども、医療費は先ほど言ったとおり、医療費に係る受診控えがありましたので、その分ちょっと増加したということで今回補正を上げさせていただいたこととなります。

○中村委員

コロナの前にもう戻ってきたってことになるんですかね。コロナの間がちょっと少なかったという。

○甲斐ひと・くらし支援課長

医療費のほうが、先ほどの受診控えとまたは病院のほうがなかなか入院できなかったということで、手術もちょっと控えてたっていうのも多少あると思います。そういった部分で金額ともちょっと落ちてたっていうことは考えられると思います。

○安部委員長

課長、委員の質問は、コロナ前の水準に戻ったかという、ただ単純な質問だと思うんです。

○甲斐ひと・くらし支援課長

今、議員のおっしゃったとおり、もうコロナ前の数に戻ってきてるというふうに考えております。

○安部委員長

はい、ありがとうございます。  
ほかに御意見ございませんか。

○黒木委員

今、保護の人数は、世帯数も年々減ってるという中で、もちろんコロナ前の手術とかいろいろな面で医療費は上がった。だから、その人数は減っているのにその医療だけが上がってくるっていうところに、やはり何ていうかな、もちろん悪くなれば病院行く。よく市民の皆さんから聞くのに、最低年金者なんかは、やはり病院行くのにお金もかかるところが保護者は一切かからないということ、やっぱり皆さん口に言い出して聞くんですね。だからそういうところを、何か人数が減っている中で医療費はどんどん上がる、では病院にどんどんどんかかるみたいだね。何か生活保護っていうところはどうかっていう、ちょっと思うんですけども。

○甲斐ひと・くらし支援課長

先ほど受診控えもありますが、それ以外に入院がちょっと増えた。入院の分も増えたというのは主に、心臓とかがんとか、または膝関節、整形関係のそういった分の手術の費用が増えた。1回の手術が心臓とかがんとかですと、もう200万円以上とか何百万単位でありますので、そこら辺で金額増えたというふうには考えております。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

保護世帯数に関しては減ってはいますが、もう本当に微減です。何十人、100人単位とかではありませんので、例えば令和元年ですと世帯数が3,203世帯のところ直近で3,020ということですが、それも5年かけて減っている。これは全国的に見れば増えているという自治体もございます。そういった中で前年度、医療費が控えられたということで、予算的にも少し減っている中でしたので、その医療費が先ほど言いましたように元に戻ったというような現状です。

医療費の関係につきましても、なるべくジェネリック医薬品とかそういったところで、またレセプトの点検ですね、そういったところで削減といいますか、支出を控えるようには事業としてやっているという状況です。

○黒木委員

生活保護費っていうのは本当いろいろと昔からやっぱりいろいろな問題になってるとこだと思うんですけども、僕なんかが一番、今その不正受給とか裏でやってることとかいうのがテレビとかでも、やはり出たりするわけですし、また、そういう就労の支援もやっぱりして行って、少しでも保護者を少なくしていくやっぱり努力も、また今後続けていってほしいと思います。

○安部委員長

よろしいですか。

○重松委員

今、黒木委員も言われたようにですね、私もよく市民の方からお伺いする声が、生活保護の方は医療費が無料ということなんですけれども。そういうことで結構いろいろな病院こうかけ持



ちをしたりとか、いろいろな薬を必要以上に処方してもらってそういうのが結構、医療費とかその増加の一因ではないかなって感じがしてるんです。その方たちの医療費のその上限額ってというのはあるんですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

保護者たちの医療扶助費、医療費に関しては、上限というのは特にございません。ただ、心配されている重複受診またはお薬をたくさん頂いて、その分で医療費がかさむということがありますので、その分はうちのほうでは適正化できちんと見ていきたいというふうには思っております。

○日名子委員

その適正化で見ていくっていうのは、例えばAの病院も、BもCも、調剤薬局もAの近くの、それぞれの近くで調剤して、そういう情報で適正に指導っていうのはできる、やっていってるんですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

当課、ひと・くらし支援課は、レセプト点検員2名と看護師2名がおります。そういった中で御本人さんの情報を確認しながらですね、病院または薬剤とか、またケースワーカーにお伝えして、一緒に連携してやっていくという形になっております。

○日名子委員

そういうのって、何ですか今日、二、三件回ったのが明日こちらに情報として来るのではなくて、大分、タイムラグがあって来ると思うんですけども、そういうときも今後もそういうことがないようにっていうふうに指導とか連携をするってことですか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

はい。そのとおりでございます。

○日名子委員

はい、分かりました。

○安部委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○三重委員

一点ちょっと今の関連して、さっき部長のほうから、今のその生活保護受給世帯が3,020世帯と言っていましたかね。

○田辺市民福祉部長

はい。

○三重委員

いわゆるケースワーカーさんが一人当たり今何人いて、一人当たり何世帯ぐらい今担当してるか、ちょっと教えてくれませんか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

今、担当ケースワーカーは32名、ちょっと確かじゃないんですけども30名弱います。まあ大体一人、ケースを抱えているのが、平均して100件は抱えてる状況になっております。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)ひと・くらし支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第112号ひと・くらし支援課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、ひと・くらし支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時17分

再開：10時18分

○安部委員長

再開いたします。

次に、障害福祉課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)障害福祉課関係部分について、当局から説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは障害福祉課関係部分について審査をお願いいたします。

○大久保障害福祉課長

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)障害福祉課関係部分について御説明申し上げます。

歳入は今回7件お願いいたしております。

歳入予算は全て歳出予算に関連いたしますので、歳出予算に合わせて御説明させていただきます。

予算書の30ページをお開きください。

事業番号0237 障害者福祉事務に要する経費の追加額2,816万円であります。厚生労働省通知により、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定や精神障がい者に対する鉄道事業者の旅客運賃割引に係るマイナンバー情報連携の対応等に伴い、障がい者自立支援給付費給付審査支払い等システムの改修経費助成事業が実施されるため、12節総合福祉システム改修業務委託料として計上しており、国からの2分の1の補助金を特定財源として、14ページに国庫分として1,280万円を計上いたしております。

予算書の30ページにお戻りください。

事業番号0246 特別障害者手当等支給に要する経費の追加額791万2,000円であります。本年度は、手当月額の増額改定に加え、受給者数の増加による補正となっております。事業経費につき

ましては国が4分の3を負担いたしますので、特定財源として13ページに、国庫分593万4,000円を計上いたしております。

予算書30ページにお戻りください。

事業番号1022 自立支援給付に要する経費の追加額2億8,923万3,000円であります。

19節扶助費2億7,869万2,000円の主な増加要因につきましては、日常生活に必要な介護支援、地域生活に必要な訓練的給付、重度障がい者の地域移行による障がいサービス利用者数の増加によるものです。

22節は、前年度の事業費の精算に伴います国・県への返納金の追加額として、合計1,054万1,000円を計上いたしております。

19節の扶助費に対しましては、国が2分の1、県が4分の1を負担いたしますので、特定財源として、13ページに国庫分1億2,921万1,000円、15ページに県負担分として6,460万6,000円、16ページに県の補助金分314万7,000円、合計1億9,696万4,000円を計上いたしております。

予算書の34ページをお開きください。

事業番号1139 障害児通所支援に要する経費の追加額6,716万円であります。

19節扶助費5,653万2,000円の主な増加要因につきましては、放課後等デイサービスへの需要増、保育所等訪問支援事業所の開所によるサービス受給者の増加によるものです。

22節は、前年度事業の精算に伴います国・県への返納金追加額として合計1,062万8,000円を計上いたしております。

19節の扶助費に対しましては国が2分の1、県が4分の1を負担いたしますので、特定財源として、13ページに国庫分2,815万6,000円、15ページに県負担分1,407万8,000円、合計4,223万4,000円を計上いたしております。

以上で、障害福祉課関連予算の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議のほどよろしく願います。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は御発言を願います。

(委員長交代、副委員長重松康宏君、委員長席に着く)

○安部委員

私のほうから御質問します。

事業番号の0237 システムの委託の約2,800万円、業者の選定方法を教えてください。

○大久保障福祉課長

事業者につきましては、ベンダーはうちのシステムでは富士通さんを入れておりますので、この業務になります。

○安部委員

ということは随意契約ということでしょうか。

○大久保障福祉課長

そのとおりでございます。

○安部委員

その随意契約は明らかにどこかでされてるんですか。契約理由を。

○大久保障害福祉課長

当初、うちのこの自立支援給付の報酬システムに関しましては、富士通さんが入っておりますので、そこを利用した。

○安部委員

いや、随意契約理由として、ちゃんとどっかに明記されてますかということ。

○大久保障害福祉課長

契約時に明記をしています。

○安部委員長

どうもありがとうございました。

(委員長交代、委員長安部一郎君、委員長席に着く)

○日名子委員

去年でしたかB型、放課後デイが10件ばかり、何か補助金の不正受給か何かで廃業というかやめられて、また増えてるみたいで、何とかその放課後デイを利用したい御家族も、時間と日にち、曜日とか日にちの制限をしながら何かうまくいってるって聞いたんですが、ここ一年で、そのマイナスになった部分はどのぐらいまた新しい新規参入というか、事業者は増えてるんですか。

○大久保障害福祉課長

統計上はですね、障がい児の施設が令和4年で51あったんですけども、一旦ここも上がり下がりを繰り返しながら、令和5年度では最終的に60、今現在で68か所になっております。事業取消しをされたところの空き店舗に関しては、新たな事業所が入って運営をしていくというようになってますんで、現在、障がい放課後等デイサービスに関しましては、空きがあるような状態になっております。

○日名子委員

ありがとうございます。当時ですね、一気に同じ系列のところなくなったということで、数百人の方が何か困られて、いろいろなところで御相談があったかと思うんです。では今おっしゃるように、事業所増えてそこはもう今空きがある状態ということは、逆にその事業者さんとかから、放課後デイとか利用者がそんなどんどん今ちょっと増えてるようなイメージはありますけれども、変な話ですけど、採算というかやっつけけるような状態なんですか。

○大久保障害福祉課長

現在、空きの分に関しましてはホームページでも随時公開しておりまして、新たに使われる方、その方を空きのところに誘導している状況です。

○日名子委員

ではもう採算というか営業自体は、その変な話かつかつというか、大変な状況ではないんですね。

○大久保障害福祉課長

放課後デイに関しましては、経営の実態調査、厚生労働省が毎年行っておるんですけども、収支率とか軒並みほかの事業所に比べて高く、10.7%の収支率があるんですけども、これは日本の全事業所の企業の中央値を考えると4.2%なので、言葉はあれですけど、かなり利益も上がる事業所なので。収支率が10%以上ありますので、無論定員が足らなければ収支率は下がりますが、それにしても日本の全企業から比べてみると中央値が4.2なので、それ以上にあるというふうな。

○日名子委員

分かりました。

その事業所が、子どもの数に対してみたいなお事業所の新しい申請とかは、その制限、何件とかそういうのはもう特に設けてないんですね。

○大久保障害福祉課長

総量規制という考えが障がいのサービスにはまだなくて、県で圏域、東部圏域でその需給量をオーバーするようになったら、県が初めて発動して、もう駄目よっていうふうになります。

でも次年度からは、厚生労働省のほうがちよっと要綱ではないですけど、考えが変わりまして、市町村の意見を十分に聞いてくれるということを伺ってますので、市町村でもう手いっぱい、もう需給量増してるようにしてる、満たしてるよねっていうふうになったら、うちの意見書でもういいですっていうことを県に上げたら、県がそこでストップしてくれるっていうふうになっております。

○日名子委員

はい、分かりました。

○安部委員長

ありがとうございます。ほかに御質疑はございませんか。

○中村委員

質問なんですけど、放課後等デイサービスの利用者数というのは、過去の推移から見て現在は上がっていますか。どれぐらいの規模で上がっているんですか。

○大久保障害福祉課長

令和4年で受給決定者数が348人でした。令和5年の4月1日は422名でしたけども、12月1日の支給決定者数になりますと、若干落ちて408名となっております。それにしても、令和4年の348人からはかなり増えているというふうな感じですよ。

○安部委員長

はい、ありがとうございます。中村委員、よろしいですか。

○中村委員

大丈夫です。

○安部委員長

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）障害者福祉課関係部分について、原案とおとり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。よって、議第 112 号障害福祉課関係部分については、原案のとおり可決することを決定いたしました。

以上で、障害福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 31 分

再開：10 時 32 分

○安部委員長

再開いたします。

次に、子育て支援課関係議案の審査を行います。

議第 122 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）子育て支援課関係部分及び議第 123 号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、当局から一括して説明を願います。

○宇都宮こども部長

それでは、子育て支援課部分についての審査をよろしく願いいたします。

○中西次長兼子育て支援課長

一括して御説明させていただきます。

議第 112 号別府市一般会計補正予算（第 8 号）関係部分について御説明をいたします。

最初に、歳出について御説明いたします。

予算書 33 ページをお開きください。

今回の補正に関しては、ほぼですが令和 4 年度事業の精算に伴う国庫及び県の返納金がメインになります。事前に資料として一覧表をお渡ししておりますので、御参考いただきたいと思います。

それでは事業番号に沿って御説明いたします。

事業番号 0291 児童手当支給に要する経費の追加額でございます。

内訳ですが、国庫返納金 46 万 4,000 円、県返納金 179 万 2,000 円でございます。

次に、事業番号 0292 児童扶養手当支給に要する経費の追加額 416 万 2,000 円でございます。これは全て国庫返納金になります。

事業番号 0293 児童健全育成に要する経費の追加額 708 万 6,000 円のうち、国庫返納金 344 万 2,000 円、こちらですが、子ども・子育て支援交付金事業のうちの放課後児童健全育成事業に関する国庫返納金でございます。

この事業、その他の経費につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に予算書 34 ページをお開きください。

事業番号がちょっと飛びますが 1331 子育てのための施設等利用給付に要する経費の追加額、806 万 5,000 円でございます。内訳ですが、国庫返納金 535 万 4,000 円、県返納金 271 万 1,000 円でございます。

その下、事業番号 1365 子育て世帯生活支援特別給付金支給に要する経費の追加額 423 万円でご

ございます。これはひとり親家庭及び市民税非課税等の子育て世帯に対し、5万円給付した事業でございます。事業費及び事務費に係る返納金全て国庫返納金となります。こちらにつきましては最終的に3,246人分の支給、1億6,230万円支給させていただいております。

次に、事業番号0295保育所入所に要する経費の追加額576万9,000円でございます。保育所対策総合支援事業費補助金、子どものための教育・保育給付金、保育士等処遇改善臨時特例交付金について、国庫返納金が430万7,000円。県返納金、146万2,000円でございます。

それでは、予算書35ページをお開きください。

事業番号0930特別保育等に要する経費の追加額524万4,000円でございます。先ほど御説明しました児童健全育成と同じ子ども・子育て支援交付金のうち特別保育、いわゆる延長保育、病児保育、一時預かりに係る部分についての国庫返納金となります。いずれも全て国庫返納金でございます。

最後に、一番下ですね、事業番号0869子育て支援センターに要する経費の追加額102万5,000円でございます。こちらも前の事業と同じく、児童健全育成と子ども・子育て支援交付金のうち利用者支援、子育て地域拠点事業、子育て援助活動支援事業に係る部分についての国庫返納金となります。

以上、国庫返納金及び県返納金につきまして一括して御説明をさせていただきました。

それでは個々の事業について詳しく御説明いたします。残りの部分ですね。

予算書33ページへお戻りください。

事業番号0293児童健全育成に要する経費の追加額のうち、国庫返納金以外の部分について御説明させていただきます。

消耗品費として3万3,000円、通信運搬費54万4,000円、委託料306万7,000円でございます。

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の第3期事業計画、これ令和7年度からなんですが、こちらを策定する際に必要となるニーズ調査、こちらを県と共同調査方式により令和5年度中に実施する必要があるため計上させていただきました。大分県が県内市町村、現時点では13市と3町ですね、その分をまとめた設計にて業者をプロポーザル方式により公募し、決定した業者との調査等委託契約により、市内全域就学前や小学生家庭へのアンケート調査や施設への調査などを実施し、現状把握、評価を行い、第三期計画策定の素案となるニーズ調査を行うものであります。

次に予算書37ページをお開きください。

事業番号0322子ども医療助成に要する経費の追加額2,968万8,000円でございます。こちらにつきましては令和4年10月の助成対象児童年齢の拡大、また新型コロナウイルス感染症の分類変更などにより、想定以上に対象事業における医療費が増加したことが原因でございます。子ども医療助成に係る歳入としては、この分の歳入部分なんですが、予算書16ページにて、県の補助金として医療費増額に伴う財源補正県補助金として1,885万4,000円を計上しております。

予算案につきましては以上でございます。

引き続き、議案書24ページになります。

議第123号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、こちらについて御説明をいたします。

議案書は、24ページから25ページになります。

これは子ども・子育て支援法、平成24年法律第65号の規定に基づき、条例を定めるに当たって従うべき基準等を定める子ども・子育て支援施設及び特定地域保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、平成26年内閣府令第39条の一部が改正されたことに伴い、本条例の15条第1項及び第36条第3項を改正するしようとするものであります。

以上で子育て支援課関係部分の説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑がないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）子育て支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 112 号子育て支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 123 号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって議第 123 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、子育て支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 43 分

再開：10 時 43 分

○安部委員長

再開いたします。

次に、こども家庭課関係議案の審査を行います。

議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）こども家庭課関係部分について、当局から説明願います。

○宇都宮こども部長

こども家庭課についての審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○内田こども家庭課長

議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）こども家庭課関係部分について、一括して御説明いたします。

まず歳出から御説明いたします。

予算説明書の 33 ページをお開きください。

事業番号 0855 要保護児童対策に要する経費の追加額 68 万 7,000 円でございます。こちらは養育支援訪問事業、家事育児援助に係る令和 4 年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、68 万 7,000 円の国庫返納金が生じたものでございます。

次に、予算説明書の 34 ページの下から 3 行目、事業番号 0771 子育て支援短期利用に要する経費の追加額 84 万 3,000 円でございます。

内訳は短期入所生活援助事業費 79 万 8,000 円、国庫返納金 4 万 5,000 円でございます。

短期入所生活援助事業は家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一時的に養育、保護するものであります。



令和4年4月から9月の延べ利用日数が237日であるのに対し、令和5年4月から9月の延べ利用日数が391日と、前年比で約1.6倍と利用が増加しており、利用が見込みを上回ったことから、79万8,000円を計上するものです。

国庫返納金につきましては、令和4年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、4万5,000円の国庫返納金が生じたものでございます。

次に、歳入でございます。

予算説明書の14ページの国庫補助金及び16ページの県補助金について、併せて御説明いたします。

14ページの国庫補助金、子ども・子育て支援交付金の追加額26万6,000円及び16ページの県補助金、地域子ども・子育て支援交付金の追加額26万6,000円につきましては、歳出にて説明いたしました短期入所生活援助事業費79万8,000円の増額に伴う財源補正といたしまして、事業費のそれぞれ3分の1を計上するものでございます。

以上で、こども家庭課部分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○三重委員

短期入居生活援助でしたかね、これが伸びた、利用者数が伸びた要因とかというのがもし分かれば。

○内田こども家庭課長

令和3年度が642件で、令和4年度408件と減っていたんですけども、確実な要因ではないんですが、コロナが明けてから、ちょうど5月以降ですね、ちょっと利用者が伸びてきている状況にあります。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○日名子委員

この要保護のお子さんとかで、いろいろな家庭の事情もあると思うんですけど、ケースワーカーで会議をしている数っていうのはどのぐらいの家庭、お子さんの数なんですか。

○内田こども家庭課長

昨年度の個別ケース検討会議の数が90回になっています。延べ134件、兄弟児入れて134人を対象に90回開催してます。

○日名子委員

134件というのは、134家庭ではなく。

○宇都宮こども部長

はい、一人の子ども当たりの件数なので、同じ子どもや兄弟について何回も会議が必要な場合というところもありますので、そこを延べというところでカウントをしております。

○日名子委員

延べ人数で134件で、1人のお子さんに何回も、大体何家庭ぐらい。

○内田こども家庭課長

要対協で管理しているケースが令和4年度で大体250件程度、40件から50件程度を毎月、令和4年度です。

○安部委員長

いや、世帯数聞いているんです。

○宇都宮こども部長

世帯数というカウントではなくて、子どもの人数でカウントしておりますので、世帯数というカウントはしていません。

○日名子委員

では、延べ人数が例えば100件あっても、家庭でいうと20件とかっていうことがあるんですね。

○宇都宮こども部長

20件という、ちょっとそれだと少なくなりますけども、大体兄弟児2人と考えて半分ぐらいの家庭数かなという。

○日名子委員

家庭数がね。じゃあ250件だと100人、100件越えぐらい。

○宇都宮こども部長

ただ毎月、見守りの推移は若干は変わりますので、常に同じ家庭というわけではございません。見守りが必要な家庭もあれば、そこでもう大体大丈夫かなというところ、ケース会議等で会議をいたしまして、そういったところは見守りから外れるという場合もございます。また新たに見守りが必要というところの家庭を追加という形もありますので、ちょっと家庭数については変動があります。

○日名子委員

それは要保護を必要な家庭というのはどういうタイミングで、例えば保育園とか幼稚園からの御相談とか、どういうタイミングで発生するんですか。

○内田こども家庭課長

傷・あざがあるとか、子どもさんからの訴えがあったっていうのもありますし、一般、外から通告、泣き声通告、どなり声通告、そういったところの介入もあります。今多いのは、やっぱり学校とか保育園とか、そちらのほうから来るのが多くなっています。

○日名子委員

過日、そのヤングケアラーとかのアンケート調査を行ったとかいう御報告を受けたと思うんですけども、そういうので上がってくる以外のところというのもあると思うんですね、見えないところがあると思うんですね。そういうのはやっぱり今おっしゃったように学校とかからの連絡、

相談で、こういうケースは会議をしているんですか。

○内田こども家庭課長

ケース会議は、あくまでも支援が必要という家庭に対して、いろいろな関係機関が集まってどういった支援をしていくかとか、そういった情報共有であったりとか、方針決定をしていく会議になっています。

お子さんたちが、上がってくるのがやっぱり周りの気づきからになってくるので、私たちが今やっているのは学校や所属、保育所等の先生や保育士さんたちに気づきの見方っていうんですか、そういったところを研修会を開いてお話をしたりして、最近だから学校のほうから上がってくるのが多くなってきてる傾向があります。

○宇都宮こども部長

それに加えて、御家庭によってはそこのお家に入っている事業所さんがあります。そういった事業所さんで、ちょっとこの家庭は見守りが必要ではないだろうかというようなお声もいただいたりもしております。

またヤングケアラーに関しましては、子ども自身が自分がそのヤングケアラーなのかどうなのかっていうところが分かりづらいっていうところもありますので、今啓発を進めているところでございます。

○日名子委員

はい、ありがとうございます。

○安部委員長

今の日名子議員の質問は十分な対応と対策をしっかりと取ってくれということだと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御質問ございませんか。

○山本委員

今のはどこまで突っ込めるのか。

○内田こども家庭課長

支援についてですか。

○山本委員

そう。

○内田こども家庭課長

まずその家庭と関係をつくらないと、お家の中に入っていけないというのがとてもありまして、まず一番身近にある学校であるとか所属であるとか、今関係機関、そういったところからいろいろな情報をいただいて、うまくうちのほうにつないでいただいて、それから少しずつ関係をつくりながら介入していくというような形になっています。

ただ、どなり声通告であるとか、泣き声通告、そういった通告がある場合は、最初に御家庭に行って親に注意をしたりしますので、そこからうまく困りを引き出して支援につなげていくっていうような活動をしています。

○山本委員

新聞で見ると、もうちょっと手を出してれば救われたのにとかあるやん、そこら辺の判断が難しいんかな。

○安部委員長

どうお考えですか。

○内田こども家庭課長

いろいろなケース等あるんですけども、本当に入っていけるところはできるだけ後で、私たちが後悔したくないって言ったらなんですけど、一生懸命入っていくんですけど。どうしてもやっぱり支援拒否、行政は嫌だっていうところもありまして、そういうところは今、「光の園」がやっている見守り強化事業などを活用しながら入れているんですけども、それもなかなか拒否する家庭に入っていくのっていうのが、本当時間がかかってですね、ごみ屋敷とかネグレクト家庭ですね、あそこもお家に入って私たちが片づけに入るまでに3年ぐらいかかって、やっと片づけに入れたっていう御家庭もあるので、やっぱりちょっと長く考えてやって取り組んでるところです。

○宇都宮こども部長

付け加えて申し上げますと、やはり関係づくりっていうのが大事なので、まずは雑談ができるような、そういった雰囲気づくりっていうのは大事かなと思ってますので、そこはちょっと粘り強くという表現がいいかどうか分かりませんが、何回か長い目で見て関係性をつくっていくというようなところで、今、係員頑張っているところでございます。

○安部委員長

はい、ありがとうございます。

○日名子委員

今、山本委員おっしゃったように、他都市でもう本当に残念な事件っていうか、そういうものを未然に防ぐためにですね、課長も、皆さんが関係づくりをと今言ったんですけども、ほんとそこがですね、とてもやっぱり親が拒絶するっていうケースもよく聞きますので、その関係づくりに時間かかると思うんですけども、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

○安部委員長

今日の日名子委員と山本委員の意見を踏まえて、しっかりした対応していただきたいと思います。ほかに御質問ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御質疑がないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)こども家庭課関係部分について、原案のとおり可決すること御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって議第112号こども家庭課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、こども家庭課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時56分

再開：10時57分

○安部委員長

再開いたします。

次に健康推進課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）健康推進課関係部分について、当局から説明願います。

○和田健康推進課長

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）における健康推進課関係部分について御説明いたします。

まず歳出部分から御説明いたします。

予算書の37ページをお開きください。

事業番号0318予防接種に要する経費の追加額についてであります。

これは、新たに50歳以上の方を対象とする带状疱疹予防接種費用の一部を助成するものです。带状疱疹は子どもの頃に感染した水痘带状疱疹ウイルスが神経節に潜み、ストレスや過労、病気、加齢など免疫力が低下した際に発症するものです。50代から発症率が高くなり、70代でピークを迎え、80歳までに約3人に1人が発症すると推定されております。

接種助成の内容ですが、2回接種の必要がある不活化ワクチンを接種1回につき1万円、1回接種の生ワクチンについては、4,000円の助成をするものです。

次に、その他の予防接種に要する経費の追加額について、主なものとしまして、子宮頸がん予防ワクチンの追加についてであります。現在、この予防接種は定期接種と積極的接種勧奨を差し控えている間に、接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種を行っています。

このワクチンが、令和5年4月より新たに9価ワクチンが追加され、その単価が1万円程度増額となっており、接種される方の多くが9価ワクチンを希望されています。またキャッチアップ接種の件数も昨年と比べ増えていることから、増額を計上するものです。

内訳といたしまして、带状疱疹予防接種広報用チラシ等消耗品としまして3万7,000円、予防接種の印刷費用として13万2,000円、予防接種委託料は带状疱疹予防接種が825万円、その他予防接種が2,207万7,000円の計3,032万7,000円となっております。

続きまして、事業番号1156未熟児養育医療助成に要する経費の追加額についてであります。

増額の理由につきましては、早産・低体重に起因する諸症状に対して、より専門的な治療が必要となり助成金額が高額になったためでございます。増加額は、扶助費として190万7,000円となっております。

続いて、歳入部分について御説明いたします。

12ページをお開きください。

先ほど歳出で御説明いたしました、未熟児養育医療助成に要する経費の追加額に対する衛生費負担金、未熟児養育医療費等負担金の追加額として34万3,000円、また予算書13ページで、衛生費国庫負担金、未熟児養育医療費等負担金の追加額として78万2,000円、予算書15ページ、衛生費県負担金、未熟児養育医療費等負担金の追加額として39万1,000円を計上しております。

以上で、健康推進課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

○小野委員

予防接種のことなんですけど、带状疱疹の予防接種は市内のこういった医療機関で受けられるのかと、あと子宮頸がんワクチンの新しいワクチンっていうのが、今までとちょっとどう違うのかなというのを教えてください。

○和田健康推進課長

議決をいただきましたら医療機関に照会をかけまして、接種ができるところをうちのほうで集約しまして、ここの医療機関さんが接種できるというような、ホームページ等でお知らせしようと考えております。

それから9価ワクチンですが、今までは2価と4価のワクチンだったんですが、9価なんで、ほかの免疫にも作用するっていう形が、今までは2価と4価、2種類、4種類しかなかったのが、今度は9種類のウイルスに対応ができるというワクチンとなっております。

○小野委員

ありがとうございます。

○三重委員

带状疱疹のワクチンなんですけど、専門的なことっていうかまあ一般的に、これを打つことによってどのぐらい带状疱疹を抑えられるのか、一般的にどういうふうに言われてるのかと。あと副作用がどういうものがあるか、ちょっともし分かる範囲で教えてもらえたら。

○和田健康推進課長

一般的に生ワクチンと不活化ワクチンとございまして、生ワクチンのほうは効果が大体四、五年と言われております。効果の率が50%から60%というふうに生ワクチンのほうは言われております。不活化ワクチンのほうですが、これは今、9年、10年効果は続くというふうに言われておりまして、その効果の率は90%から95%というふうに一般的には言われております。

○安部委員長

それと副作用。

○和田健康推進課長

一般的に予防接種の副反応という形で、腫れたりとか、特に聞いた話によると、不活化ワクチンのほうはやはり反応は結構きつい、厳しい反応があると。要するに熱が出たりとか、体がだるいとかそういったものがあるというふうには聞いております。

○安部委員長

ほかに御質問。

○重松委員

带状疱疹なんですけど、不活化ワクチンは2回打たないと効果がないということなんですけど、1回打って次に恐らく2か月後とかの接種だと思うんですが、その場合例えば、年度またがったとき、打つ時期によっては2回目を打つということがきちっと担保されないと、1回それを打っても意味ないということですので、その部分の担保っていうのはどうなりますか。

○和田健康推進課長

今年度始めるとしましても、多分2月以降という形になると思うんですけども、来月から医師会さんに説明して、そして契約してっていう形になるんで。委員言われたみたいに、2か月から6か月、7か月ぐらいまで開けて打つというような形になってます。ですから今年度は不活化を打たれても、1回だけという形になります。そしてまた来年度予算、また御審議いただくんですけども、それが大丈夫であれば来年度もう1回打って、その打った打たないっていうのはうちのほうのシステム上では管理できるような形にはなっております。

○安部委員長

委員、よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

○日名子委員

子宮頸がんワクチンも、年齢とかが上がった条件がちょっと変わってきてると思うんですけども、今、副反応が当初言われてた、ちょっと歩けなくなったり起きられなくなったりとかって、ちょっとひどい例ばかりが全国を駆け巡ったと思うんですけど。今、厚労省等は、どういうふうなことになってるんですか。

○和田健康推進課長

厚労省のほうでも案内の文書もホームページ等も、接種したときのこういった反応があるっていうのは広報しておりますし、うちのほうも個別に通知をお送りさせていただくんですけども、そこにもやはりリスクのほうはしっかり載せてはっております。

報道であったような内容についても、もうだいぶその辺りのところも含めて御確認いただきながら、どちらがリスクが多いのかということも考えて接種していただけるといいかなというふうに思っております。

○日名子委員

どちらがリスクってというのは、打ったときと打たないときにがんになる率っていう、そのどちらかですか。

○和田健康推進課長

はい。そういった形です。

○日名子委員

これさっきの御説明に、9価になったのはこのワクチン。この今のその9価ワクチンの副反応等は、どんな感じであるんですか。今、何かあるんですか。

○和田健康推進課長

すみません、今のところそういった特別に9価がどうのこうのって話は、まだ聞いておりません。

○日名子委員

ちょっと、うちも娘がいてですね、すごいちゅうちょしてるんですね。でも友達が打ったって言えば打ちたいって言うし、あの子が打ってないから私も打たないって言うしというので、やっ

ぱり親も子もちょっと悩む、そういう年頃の子どもがいる御家庭はすごく悩んでるんです。

うちにも何度もですね、通知をいただきました。そのたびに家族で話しますが、なかなかこう踏み込めないってことで、やはり明らかに副反応、重症化するような副反応がないと担保されてるわけではないですし、それはもう各御家庭で判断されるということなんですけども、やっぱり子どもががんになるリスクも避けたいというので、もうほんと大変だと思うんです。厚労省の推奨ということなので、担当課としても啓発をしていかないといけないのかなと思いますけど、副反応のところはしっかり明記してっていうことをお願いしたいと思います。

○安部委員長

どうぞ、どのようなお考えですか。

○和田健康推進課長

先ほどもお伝えしましたが、うちのほうとしましてはやはり判断自体はもう各家庭でしていただくという形で、打った場合のメリット、そしてデメリットのほうも必ず載せるようにはしておりますので、そのあたりで御家庭で判断していただければいいかと思っております。

○安部委員長

ほかに御質問ございませんか。

○中村委員

未熟児養育医療助成に要する経費の追加額っていうものが出てるんですけども、検査等が変わったということで、具体的にどのような。

○和田健康推進課長

検査変わったっていうか、それにかかる費用がその月とか、本年度すごく金額が高くなったということでございます。理由としましては、先ほど御説明しましたが、早産とか、低体重の方が治療を受けられた、長期間入院とかそういったことをされましたので、そういう費用が大きくなったということでございます。

○日名子委員

治療の単位が上がったってこと。そうではなくて。

○和田健康推進課長

今年そういう治療された方がおられて、金額が高くなったということでございます。個別の事情でございます。

○日名子委員

今、早産とか未熟児さんもちょっと増えてるって聞いたんですが、いろいろなそういう数も把握されてるんですか。

○和田健康推進課長

すみません、ちょっとそのあたりの把握まではできてません。

○日名子委員

では、もう治療があった。



○和田健康推進課長

そうですね、レセプトが来て初めて分かるような感じです。

○安部委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）健康推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 112 号健康推進課関係部分については、原案のとおり可決することを決定いたしました。

以上で、健康推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11 時 10 分

再開：11 時 11 分

○安部委員長

再開いたします。

次に、保険年金課関係議案の審査を行います。

議第 122 号別府市国民健康保険税条例の一部改正について、当局から説明願います。

○石崎保険年金課長

それでは、保険年金課関係議案の御説明をさせていただきます。

保険年金課関係議案、議第 122 号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてとなっております。

議案は、議案書の 20 ページから 23 ページに記載しているものでありますが、改正内容等につきましては、あらかじめ委員長の許可を得てタブレットのほうに資料を配付させていただいています。

資料のほうで御説明をさせていただきます。

今回の改正の内容につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法の一部が改正され、令和 6 年 1 月から出産被保険者に係る保険税の減額措置が講じられることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に条例の概要であります。子育て世帯の負担軽減のため、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分 4 か月分の保険税均等割額及び所得割額を免除するものであります。双子などの多胎妊娠の方につきましては、6 か月間が免除の期間となるものであります。

なお減免の対象者は、出産される被保険者の方のみとなるものであります。また、保険税の減額分に対する歳入の補填につきましては国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1、それぞれ負担するものであります。

続いて、保険税の免除の期間につきましては、単体妊娠の方につきましては、出産予定月を含め記載しております 4 か月の保険税均等割と所得割が免除され、多胎妊娠の方では単体妊娠の方

より免除の期間が2か月長くなるものであります。

以上が、今回の改正内容であります。

簡単ではありますが、議第122号別府市国民健康保険税条例の一部改正についての御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○三重委員

6か月間の免除対象は、もうこの双子などのこの多胎妊娠の方だけですか。それ以外の何か条件とかあるんですか。

○石崎保険年金課長

妊娠される方ということになりますので、一人というのでいいんですが、一人でも妊娠ということであれば4か月間、2人以上であれば6か月間、言葉悪いですが3人、三つ子四つ子でも6か月間ということになります。

それ以外に言葉は悪いんですが、死産や流産というような形の方も対象になります。

○三重委員

そこは細かく出てるんですかね。いわゆる6か月もその免除の対象になる、そんな条件っていうのは、今言われたもの以外にもまだほかにもあるんですか。

○石崎保険年金課長

国民健康保険の被保険者ということになりますので、被保険者の方で先ほど言いましたように、85日だったですか。産前産後の保険税の免除措置における出産とは、妊娠85日以上の分娩を言い、いわゆる死産・流産・人工中絶等も含むと。早産の場合も対象となりますということで、国のほうからは通知が来てます。

○安部委員長

はい、ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

○日名子委員

いろいろ国から指示があって別府市でも取り組むということは多いと思うんですけども、それがほとんどなのかなと思うんですけど。双子さん、三つ子さん、四つ子さんやっぱ多胎の方っていうのは、今は医療費が負担なしになりましたけれども、やっぱ思った以上にいろいろな経費がかかって、2倍とかではなくてそれ以上にかかったりもします。ほかの部署で、やっぱり全体的なところで何か支援とかそういうのも別府市で考えていただけたらなと思っていますので、これは要望で、希望で私から言わせていただきました。

○大野いきいき健幸部長

今、こども部もございますので、各部と協議して考えてまいります。

○日名子委員

よろしく申し上げます。

○安部委員長

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 122 号別府市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 122 号については、原案のとおり可決することを決定いたしました。

以上で、保険年金課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11 時 18 分

再開：11 時 18 分

○安部委員長

再開いたします。

次に介護保険関係議案の審査を行います。

議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）介護保険課関係部分及び議第 116 号令和 5 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）介護保険課関係部分について、当局から一括して説明を願ひます。

○阿南介護保険課長

それでは、配付資料にて御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、介護保険事業特別会計補正予算に伴う繰出金の補正でございますので、介護保険事業特別会計補正予算と併せて御説明申し上げます。

配付資料、左上の歳出を御覧ください。

上の②は最後に御説明いたしますので、その下の①からまず御説明いたしますが、①4417 介護予防サービス計画に要する経費の追加額 478 万 1,000 円を記載しております。これは、要介護認定の要支援に該当する方のケアプランに係る費用の増加に伴い、計上するものでございます。

この歳出増に関連しまして、右側歳入の①としている部分ですが、全て追加額として国の介護給付費負担金が 95 万 6,000 円、調整交付金が 45 万 9,000 円、支払基金の介護給付費交付金が 129 万 1,000 円、県の介護給付費負担金と市からの介護給付費繰入金が、それぞれ 59 万 7,000 円増額となっております。

このうち市からの介護給付費繰入金につきましては、資料左下、一般会計①の介護給付費繰入金として同額計上しております。

次に資料左上、歳出に戻っていただきまして、①の下の 4427 過年度保険料還付金の追加額として 89 万 2,000 円を計上しております。これは、昨年度までの保険料額が減額となった場合に、既に納付いただいている保険料を還付するものですが、還付金の増加に伴い増額補正するものでございます。

最後に、②0070 職員人件費の追加分についてですが、1,000 万円を増額しております。これは

今年度の人事異動に伴う人員配置に合わせ、財政課において増額補正するものでございます。

これに伴い、資料右側歳入②の職員給与費等繰入金の追加額、並びに資料左下の一般会計、②その他一般会計繰出金職員人件費も同額を計上しております。

以上によりまして、介護保険事業特別会計補正予算の補正歳出合計が、Aの1,567万3,000円、補正歳入合計がBの1,390万円となりまして、資料中段に記載しておりますとおり、差額の177万3,000円を、歳出③予備費から減額しております。

以上で、介護保険の関係部分の説明を終わります。委員の皆様、御審議をよろしく願いいたします。

#### ○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

御質疑ありませんね。

(「なし」と発言する者あり。)

御質疑ないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)介護保険課関係部分について、原案とおとり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第112号介護保険課関係部分については、原案のとおり可決することを決定いたしました。

次に、議第116号令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)介護保険課関係部分について、原案とおとり可決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第116号介護保険課関係部分については、原案のとおり可決することを決定いたしました。

以上で、介護保険課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時23分

再開：11時24分

#### ○安部委員長

再開いたします。

次に、スポーツ推進課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)スポーツ推進課関係部分、議第121号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議第137号指定管理者の指定について、以上3件を当局から一括して説明を願います。

#### ○豊田スポーツ推進課長

初めに、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)部分でございます。

まず、予算書の8ページをお開きください。

第3表の最も下の段、ハイパフォーマンスジム別府指定管理料5,413万8,000円の債務負担行為補正でございます。これは後ほど御説明いたしますが、指定管理者の指定に伴うもので、令和6年度から令和8年度までの3年間分の指定管理料の債務負担をお願いするものとなります。予

算の編成上、債務負担を本年度中に行う必要があるため、今回計上させていただいております。

次に9ページをお開きください。

第4表の2の体育施設整備事業債の増額130万円でございます。これは整備工事におきまして、充当率75%の地方債を90%のものに変更することによる増額でございます。

次に、歳入の御説明をいたします。

21ページをお開きください。

体育施設整備事業債の追加額130万円でございます。これは先ほど御説明いたしました、充当率の変更によるものでございます。

次に歳出を御説明いたします。

55ページをお開きください。

事業番号0657体育施設整備に要する経費の財源補正でございます。

この変更理由につきましても、先ほどの充当率の変更によるものでございます。地方債を増額しまして、一般財源を減額しております。

続きまして、議案書の17ページから19ページをお開きください。

議第121号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

これは旧浜脇中学校の体育館及び運動場を別府市営体育施設とすることに伴い、条例を改正しようとするものでございます。

続きまして、66ページをお開きください。

議第137号でございます。指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は、ハイパフォーマンスジム別府でございます。

指定管理者となる団体は、大分市二又町三丁目1番14号、株式会社ヴェルスパでございます。

指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

御質疑ございませんか。

○山本委員

指定管理料は幾ら。

○豊田スポーツ推進課長

指定管理料でございますが、3年間の指定管理料負担額が5,413万8,000円でございます。単年度が1,804万6,000円としております。

○山本委員

どこに払うの。

○豊田スポーツ推進課長

株式会社ヴェルスパでございます。

○山本委員

ちょっと詳しく。

○豊田スポーツ推進課長

まず、選定の経緯でございますけども、選定委員会を設置をいたしまして、令和5年8月25日が第1回を選定委員会としております。第2回目が令和5年の11月9日、それから第3回目が令和5年の11月16日、この3回をもちまして3社からプロポ、説明を受けまして、その中で一番優秀である、株式会社ヴェルSPAを選定いたして、今回の議会に諮っております。

○山本委員

感覚が分からんのだけど、5,800万円では高いんか安いんか。

○豊田スポーツ推進課長

指定管理料としてはですね、妥当な金額ではないかなというふうに考えております。

○山本委員

妥当というのは、何の判断で妥当というの。

○豊田スポーツ推進課長

まず、この指定管理料の内訳、算出根拠でございます。内訳はまず歳入を施設利用料とプログラム参加料等々ございますけども、これが約822万7,000円と見積もっております。対しまして支出でございますけども、人件費、事務費あと委託料等々の支出を2,627万3,000円というふうに見積もっております。この差し引いた金額が委託料として計算を予定をしております、1,804万6,000円という計算の仕方しております。

○安部委員長

今、山本委員の質問は、この1,800万円が妥当かということで、収支についてもっと詳しい説明が要るので、収入がどれだけあってどれだけ経費として指定管理料として出すのかというのを、説明をしっかりとしたほうがいいと思います。

○豊田スポーツ推進課長

まず収入が、令和4年度の実績としまして756万円ほど収入が入っております。支出が2,708万6,000円ほど入っております。これを単純に先ほどの基準として引きますと、1,950万円ぐらいの差額になっております。で、先ほど指定管理料は1,804万5,000円ということですので、この差というのは指定管理者が経営努力をして、収入を伸ばして822万7,000円になるというような前提として、その差額を今委託料として支払うようにしておりますので、今の状況で委託をしているという状況ではなくて、経営努力をして初めてそこに利益、とんとんになるというような算定の仕方しております。

○安部委員長

そういうことですね。山本委員、よろしいですか。

○山本委員

ちょっと、これ支出の内訳を教えて、2,708万円。

○豊田スポーツ推進課長

先ほどの予定の支出の内訳でよろしゅうございますか。

人件費が2,084万円ほど、人件費ですね。謝礼金等が224万円ほど、それから、事務費が257万円

ほど、それから、委託料が29万円ほど、工事費が30万円ほどになりまして、これが支出の内容でございまして、足すと約2,620万円というふうになっております。

○山本委員

人件費が2,000万円。

何人想定してるわけ。単価は幾らで。

○豊田スポーツ推進課長

今現在の状況をベースに考えておりまして、合計8人で今運営しております。8人の内訳としましては、館長、副館長それから事務員が2人、それから指導員が4名、8人体制になってます。正規職員ではありませんで全員会計年度任用職員となっております。ですので、総額をしたときに2,080万円ほどというふうになっております。

○山本委員

いや、ちょっとこれかかり過ぎるかなという気がするんやけど。

あの程度のジムで2,000万円の人件費、ちょっと一般的に言ってかかり過ぎるような気がするんやけど。

○安部委員長

指定管理は一年に1回見直しということになってますので、今、山本委員の意見を聞かれた中で、一年後必ず精査して、指定管理料も多分その都度見直しなので、そういうふうにしていただきたいと思いますが。

○豊田スポーツ推進課長

承知しました。

○安部委員長

で、また次のこの席で報告をしていただきたいと思います。

ほかに御質疑ございませんか。

○三重委員

ちょっと素朴な質問ですみません。この旧浜脇中学校の体育館それからグラウンドですが、これを使いたい場合、どこに予約をしたらいいのか。どこに電話をかけて、お願いをしたらいいのか。

それから、使いたいときにその都度電話をするのか、それとも何か年間でスポーツ団体とかで、何か割り振って決めてるのかどうなのか、ちょっとそこを教えてもらえますか。

○豊田スポーツ推進課長

まず受付場所でございますけども、現段階、年度末までは当課で、スポーツ推進課のほうで受付をしてあります。来年度につきましては、ちょっとまだその辺は当課にするか、新たに委託契約を結んでそこにするかっていうのは、すみません今現在ではちょっと。

○三重委員

それとあと、使う場合はその都度なのか、年間ですてるのか。

○豊田スポーツ推進課長

いえ、これは今のところその都度申請していただいて。

○三重委員

早いもの勝ち。

○豊田スポーツ推進課長

想定をしております。

○安部委員長

はい、分かりました。

ありがとうございます。ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別にほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)スポーツ推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第112号スポーツ推進課関係部分については、原案のとおり可決することを決定いたしました。

次に、議第121号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第121号については、原案のとおり可決することを決定いたしました。

最後に、議第137号指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第137号については、原案のとおり可決することを決定いたしました。

以上で、スポーツ推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時37分

再開：11時38分

○安部委員長

再開します。

次に、学校教育課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)学校教育課関係部分について、当部から説明願います。

○古本教育部長

教育部からは、議第112号令和5年度の一般会計補正予算、学校教育課、1議案について提出させていただきますので、担当課長より御説明させていただきます。御審議のほどよろしく



お願いいたします。

○松丸学校教育課長

予算書の53ページをお開きください。

初めに、歳出から御説明いたします。

事業番号1243預かり保育に要する経費の追加額、国庫返納金37万1,000円でございます。これは、令和4年度の預かり保育を実施した幼稚園5園に対する国からの補助金について、実際の利用者数、利用時間が当初の見込みよりも少なかったことにより、37万1,000円を返納することになり、補正するものでございます。

続きまして、予算書の55ページをお開きください。

事業番号1343スポーツ推進に要する経費の追加額82万2,000円を計上しております。

中学校体育連盟が主催する九州大会及び全国大会へ出場する生徒の増加により、出場旅費に係る補助金が必要となったための追加額補正でございます。

以上、学校教育課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

○小野委員

スポーツ推進に要する経費の追加なんですけども、これは先月ですか、行われた野球大会とかで、鶴見台中学校の野球部が熊本ですかね、鹿児島ですか、ああいったときの追加額も含まれていらっしゃるんですかね。

○松丸学校教育課長

そういうことになります。ですので、県大会、九州大会、全国大会そして県の駅伝大会も含まれております。

○小野委員

親御さんたちが行くに当たって、皆さんカンパではないですけども、それぞれ皆さん行くためのお金がちょっと必要だったりとかして、御苦労されてるっていうちょっと記憶が私もあるので、こういった子どもたちに支援ができるお金の使い方っていうのはすごく重要だと思うので、これからはよろしくお願いします。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)学校教育課関係部分について、原案とおおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第112号学校教育課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、学校教育課関係議案の審査を終了いたします。  
休憩いたします。

休憩：11時42分

再開：13時00分

○安部委員長

再開いたします。

次に、請願第2号別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）に関する請願及び請願第3号別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）についての請願の審査を行います。

請願とは、国や地方公共団体に対し所管する事項について一定の措置を取るよう希望を申し出ること、憲法第16条に定められた国民の権利でございます。

今回の請願第2号は、別府の子どもの未来を考える会代表川村武玄氏より提出され、紹介議員は、中村悟議員。請願第3号は、別府市放課後児童クラブ連絡協議会会長横川明氏より提出され、紹介議員は中村悟議員及び阿部真一議員であります。

本日は、当委員会に付託された請願の採択・不採択の結論を議論するために審査をいたします。

請願の審査においては、委員は、1、請願の願意が妥当であるか、2、請願の内容は実現性があるものか、3、市議会として賛同すべきものか、4、市議会が関連すべきものであるか等の観点から、採択もしくは不採択の判断をすることが基本となります。

続きまして、各請願の審査の進め方等について御説明をいたします。

請願第2号の審査においては、初めに、請願文を事務局より朗読いたします。次に、紹介議員である中村悟議員が当委員会に所属しておりますので、中村議員より請願の趣旨等の説明が行われ、その説明に対し委員が質疑を行います。最後に、議員間の多様な意見を出し合えるよう、委員相互の自由な討議により議論を尽くし、採択を行う手順といたします。

一方、請願第3号の審査においては、去る12月5日の当委員会での協議結果を受け、紹介議員として阿部真一議員、参考人として別府市放課後児童クラブ連絡協議会会長横川明氏の出席を要請しておりますので、初めに、請願文を事務局より朗読した後、参考人として請願者である別府市放課後児童クラブ連絡協議会会長横川明氏より請願の趣旨等の説明が行われ、その説明に対し委員が質疑を行います。

最後に先ほど同様、議員間の多様な意見を出し合えるよう、委員相互の自由な討議により議論を尽くし、採決を行う手順といたします。

それでは、審査に移ります。

初めに、請願第2号別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）に関する請願についてであります。

事務局より請願文を朗読いたします。

○事務局

令和5年市議会

請願第2号

紹介議員 別府市議会議員 中村 悟

別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）に関する請願

1 請願の趣旨

私たち別府の子どもの未来を考える会は、市立幼稚園PTA会長3名、副会長3名、保護者2名で構成された団体です。

この請願は「別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）」の内容に係る議論の必要性を提案するために行うものです。

この請願書は閉園に反対するものではなく、あくまで受皿、受入先の準備ができていない状況での閉園に対して、子どもや保護者、地域で子育てをするために本当に必要になる市の対応の協議を継続していただくために必要なものと考えます。

今後、別府市全体の教育・保育の質や量の拡充や子育て世代の支援が図られることで、別府市の将来を支える子どもたちが健やかに育まれていくことを切に願います。

## 2 請願の事項

今回の別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）において、素案また説明会、その後の修正案などを頂いた後に、要望したい事項、議論を深め具体的なお示しをいただきたい事項は以下のとおりです。

- (1) 市内7か所の幼稚園閉園に伴う受皿を担う各中学校区の認定こども園の設置及び認可保育園の5歳児クラスの受入れの確保
- (2) スクールゾーンや学校内への送迎車進入などの安全な通園・通学の確保
- (3) 安定的な運営のための市立幼稚園の正規教諭の積極的な登用及び特別な支援を要する園児の支援の強化
- (4) 存続する市立幼稚園に対しての園児受入れ増に伴う必要な環境施設整備（建物やトイレや遊具等の増改築等）
- (5) 小学校への円滑な就学に向けた幼稚園や保育園との連携の強化
- (6) 今後適切な時期での保護者説明会の実施

令和5年11月22日（受理）

請願者

住所 別府市馬場6組の3

氏名 別府の子どもの未来を考える会

代表 川村武玄

## ○安部委員長

以上で、請願文の朗読は終わりました。

次に、請願の趣旨等について、紹介議員の中村議員から説明を願います。

## ○中村委員

事前に資料のほうを配付させていただいております。御確認になられてください。

配布資料なんですが、令和5年9月22日から10月14日にわたって計8回行われた別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）についての説明会会場での質疑応答の概要と、令和5年9月11日から10月17日にわたって、市が募集した別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）についてのパブリックコメントに対する市の考え方の資料になります。

資料を見てもお分かりのとおり、1時間の制限時間があらかじめ説明会に設けられていたのかかわらず、説明会会場での質疑応答は延べ163件、そしてパブリックコメントは有効意見が103件寄せられています。

別府市就学前教育・保育ビジョンについては、非常に多くの保護者をはじめとした市民から関心の高い事業であることが見て取れると思います。

別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）を見ると、市立幼稚園7園の廃園時期についての明記はあるものの、廃園に伴う園児の受皿であったり、通園手段などの具体的な記載はなく、その

後の説明会等においても、今後検討するという言葉以上の回答は得られていない状況です。

本来ならば今年の12月、今の時点で素案ではなく決定版が発表されるタイミングでした。なのに、あと1年3か月後に閉園が実施されていたこのタイミングで、まだ具体的な回答が得られていない状況を鑑みると、修正案により1年先送りにはなりましたが、それで保護者の不安がどこまで払拭されるのか疑問を抱いたことから、より確実に取り組んでいただくために今回の請願につながりました。

それでは、請願の内容に入ります。

請願の要旨は、先ほど事務局が読み上げていただいたとおりになります。これはあくまでも別府の子どもの未来を考える会というのは、市立の幼稚園PTA会長3名で、今現在はちょっと増えて5人になったんですが、5人あと副会長3名保護者2名のあくまでも有志で構成された任意団体になります。

請願事項に入ります。

1、市立7か所の幼稚園閉園に伴う受皿を担う、各中学校区の認定こども園の設置及び認可保育園の5歳児クラスの受入れの確保です。

このビジョンの見直しどおりに進みますと、令和7年度末に別府市市立幼稚園3園、令和8年度末には4園が閉園になります。令和5年5月1日現在のデータを参考にしますと、閉園になる7園に在籍している園児数は144人です。その144人の受皿についてです。

閉園後の園児の就園先については、各家庭の状況により様々だとは思いますが、しかし、青山中学校区を例にとると、保育を必要とする2、3号認定の子どもは、中学校区内全施設の定員が350名に対して、令和5年は504人います。鶴見台中学校区も中学校区内施設定員269名に対して令和5年度は356人、そして別府西中学校区でも、中学校区内全施設の定員350人に対して、令和5年は397人と多くいます。以上の状況から地域によってはなかなか入園したくてもなかなか入れない状況、大変な状況もありますので、今後の状況を注視しながら、認定こども園の設置のための政策的な誘導を行い、バランスのよい認定こども園の設置や受入れ先の確保に取り組んでいただいて、子どもが行き場所に困ることがないようにしていただくことを要望します。

そして2番ですが、スクールゾーンや学校内への送迎車侵入などの安全な通園・通学の確保。

園児の足で隣の小学校区の幼稚園に通うことは、体力面であったり安全面であったりしても難しいことです。車による送迎になると思います。しかし、小学校正門前の道路は安全面からスクールゾーンに指定されていることが多く、7時30分から8時30分の間は原則車で進入はできません。また、小学生が徒歩で通学しているために、非常にそこに車で乗り入れるのは非常に危険です。そのため、各幼稚園に応じた安全な通園・通学路の確保に取り組んでいただきたいです。

そして3番です。安定的な運営のための市立幼稚園の正規教諭の積極的な登用及び特別な支援を要する園児の支援の強化です。現状の別府市立幼稚園は正規教諭1人で臨時職員数名で運営を行っています。正規教諭が1施設に1人のみだと、正規教諭が突然の体調不良でお休みされたときの情報共有であったり、施設の運営に大きな影響が出ます。また、突然退職された場合の引き継ぎもスムーズにはいかないと思います。子どもたちの安定的な教育環境の確保のために、存続する園において1人のみの正規職員ではなく、複数人の配置を希望します。そして特別な支援を要する園児の支援の強化を、今以上に要望いたします。

そして4番。存続する市立幼稚園に対しての園児受入れ増に伴う必要な環境施設整備です。トイレや建物や遊具等の増改築等です。

存続する園においては、今より園児数が増えることが予想されます。しかし、園によっては築48年や築52年の園舎もあります。私が個人的に幾つかの園に見学に行かせていただきました。行ったところ、ある園ではトイレ2か所のうち1か所が破損によって長期間使えない状況っていうのがありました。そのため、園児のトイレが順番待ちになるケースも多々あり、保護者からはトイレが間に合わずに漏らしてしまうという事例もあることを聞きました。

その後、市のほうも応急処置で対応するというのですが、就学前教育・保育ビジョンが施行されるこのタイミングに合わせて、存続する園の環境施設整備を行い、必要に応じて改修を行うことを検討していくことを希望します。

そして5番です。小学校への円滑な就学に向けた幼稚園や保育園との連携の強化。

今回の就学前教育・保育ビジョンによって、別府市の一校一園制はなくなります。一校一園制のよさは、小学校敷地内の附属する幼稚園に1年間通うことにより、通園・通学のならしであったり、場所慣れであったり、そして小学生のお兄ちゃんお姉ちゃんと運動会等、様々なイベントを通して交流を図れること、また同じ小学校に上がる同級生たちと1年間過ごすことにより、友達や人間関係を築くことができました。それが小学校へのスムーズな進学につながるものが一校一園制の利点でした。

そして先般ですね、別府市が市内の保護者を対象に、就学前教育・保育に関わるアンケートを実施しました。アンケートの中の問い、公立施設に求められる役割という項目、また、今後市に期待する就学前教育・保育施策の項目がありました。その調査結果は、ともに保護者の回答最上位は、小学校への円滑な接続や連携の強化でした。小学校への入学は、児童にとって大きな環境変化です。増え続ける不登校児童を増やさないためにも、場所慣れが必要な特別な支援を要する児童が安心して小学校に通えるためにも、市内の幼稚園や保育園と小学校の円滑な接続は重要です。この就学前教育・保育ビジョンが施行された後にも、小学校への円滑な就学に向けた幼稚園や保育園との連携の強化に取り組んでいただくことを要望します。

そして最後の6番です。今後、適切な時期での保護者説明会の実施です。

各説明会会場でも意見が多く出たのが、再度の説明会の実施でした。様々な項目において、今後しっかり検討いただき、そして一定の結論が出た適切なタイミングで、また再度の説明会の実施を希望します。

以上が請願内容になります。

#### ○安部委員長

ありがとうございました。

以上で、紹介議員による趣旨等の説明は終わりました。

これより、紹介議員に対する質疑を行います。

質疑のある方は御発言願います。

#### ○小野委員

請願事項の中に、支援の必要な子の支援の強化とありますが、どういった強化を望まれますか。

#### ○中村委員

今、別府市の幼稚園で行われている特別な支援を必要とする園児の支援なんですけど、いきいき支援員さんが月に15日だったと思います、1人入ってですね、その方が専門で行う。あと常勤で1人、特別支援教育支援員さんが入る園があります。

ただ、現場で僕がいろいろ見学に行って現場の声を聞いたところ、やはり今、そういう特別な支援を要する園児が多くて、やっぱその1人ではなかなか手が回らないっていう声がすごくあります。そこにやっぱり主任の先生なりがこうやっぱ行かなきゃ、つかなきゃいけないってことになって、なかなか管理運営上も難しくなりますし、手が足りないっていうことを聞いてます。なので今度集約した際には、しっかりその今の1園に1人来るだけではなくて、さらなる増員が集約することで、なくなる園の方もこちらに来るっていうような、残る園に来るといような形の支援を求めたいということです。

○小野委員

この中に要望したい事項と、具体的なお示しをしてもらいたい事項っていうふうに分けていらっしゃるのかなって思うんですけども、6つある事項の中で、これは要望したい事項でって分かれてはいらっしゃいますか。

○中村委員

基本的にはもう全て要望したい事項、そして議論、まあ要は議論によってしっかりとその要望をかなえてほしいっていうことなので、全部に当てはまる形です。分かれてるわけではありません。ちょっとこの書きぶりに。

○小野委員

私もやっぱり一人の娘の母親として、この請願に対しても、とても深く思うところがあるんです。この請願の内容としては、受皿をしっかりと確保して、しっかりとしたお示しをしてから、このビジョンを動いていってくださいというものであるのか、今ある課題を示して、しっかり保護者の説明会などで示して行って、そこからまた保護者の方のそこでまた意見が出ると思うんですよね、そういったものをまた汲んで、一緒に共につくり上げていきたいのかという部分にちょっと聞かせてもらっていいですか。

○中村委員

すみません、もう一度いいですか。

○小野委員

受皿をしっかりと確保してから、このビジョンを進めていってほしいのか、それとも一旦示してもらって、それをまた説明会で説明してもらって、保護者から必ずまた意見が出ると思います。ただ、またそれを一緒に共に、ビジョンをつくり上げていきたいのかっていうところを知りたいです。

○中村委員

もう事前にその保育ビジョンの過去の素案の中に、今回、川村さんが要望されていることっていうのがほぼ入っていないという、それで、説明会であまり回答がなかったってことなんです。本来ならば、その素案の中にそういう答えを持ち合わせた上で、やっぱり説明、素案説明会を開いてほしかったっていうところが正直なところなんです。そこでの質問に、保護者の質問に対する答えがほぼなかったっていう、明確な回答は得られなかったっていうことなので、今回のこれになってるんです。

もう廃園の時期、廃園の園っていうのを示してますので、それは実際に廃園になるまでの間に、今回提示させていただきました内容をしっかりと議論をして、もうちょっと具体的な答えを用意して、保護者の不安を解消してほしいというところになります。なのでともに動いていくというような内容であります。一旦ここで立ち止まってっていうことではなくて、あのもう廃園は決まっていることだと思いますので、そこに向けてここをしっかりと協議をもっとちゃんとしてくださいという要望でになります。

○安部委員長

ほかに、質疑はありませんか。

なければ質疑を終了したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

では御質疑がないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。

これより自由討議を行います。自らの意見や考え方について御発言される方は挙手を願います。

#### ○三重委員

もし私が間違ったこと言ったら訂正をちょっとお願いしたいんですけど、一応ですね、この委員会として認識しておかなきゃいけないのが1個あるんじゃないかなというのがあって、廃園は一応ビジョンとして示されたけども、まだ決定はされてないはずなんですよ。これ恐らくですね、別府市の条例からいくと、この教育施設をなくすときには、多分議員の3分の2の議決が必要になってくると思うんです。それをもって決まると思うんで、一応ちょっとそこだけは認識、皆さんしておいたほうがいいかなと思ってます。

#### ○安部委員長

ほかに。

(「なし」と発言する者あり。)

ないですね。別にないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

請願第2号別府市就学前教育・保育ビジョン(素案)に関する請願について、採択すること御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、請願第2号については、採択すべきものと決定いたしました。

次は、請願第3号別府市就学前教育・保育ビジョン(素案)についての請願についてであります。

事務局より、請願文を朗読いたします。

#### ○事務局

令和5年市議会

請願第3号

紹介議員 別府市議会議員 中村 悟  
別府市議会議員 阿部真一

#### 別府市就学前教育・保育ビジョン(素案)についての請願

##### 1 請願の趣旨

令和5年9月7日、別府市から公式発表された別府市就学前教育・保育ビジョン(素案)に対し、別府市放課後児童クラブ連絡協議会は反対するものではありません。

しかしながら、別府市就学前の子どもに関する教育等協議会の委員に、放課後児童クラブ関係者は選出されておらず、答申からビジョン発表に至るまで、行政から公式な場での説明や意見交換がなかったことから、ビジョン発表後、多くの疑問点、質問が関係各所から各放課後児童クラブに寄せられております。

未来ある子どもたちのために、別府市放課後児童クラブ連絡協議会としても、先日見直された別府市就学前教育・保育ビジョン(素案)を行政と共に協議し、課題の解決にジヤ担う存在としても、次の事項を請願するものであります。

##### 2 請願の事項

請願したい事項は以下のとおりです。

(1) 別府市放課後児童クラブは20年以上にわたり、市内の幼稚園児の降園後の居場所とし

て預かりを続けてきました。毎年、幼稚園児預かりに対する予算等要望書を提出しています。日常から担当課とは密に協議していますが、今回のビジョンに放課後児童クラブ運営経費等についての示しはなく、将来の放課後児童クラブ運営自体に対する不安が解消されていません。今後、地域の実情に即したきめ細やかな情報提供と意見交換の場を要望します。

- (2) 市立幼稚園の減少で車での送迎が増えることが予想されます。現状、小学校関連施設への車での送迎は難しく、また担当課の請願説明会でも、多く出席者から質疑されましたが、行政からは明確な回答はなく、解決の光より不安を抱く感情しかありませんでした。今後、行政と共に保護者の意見を熟慮し、課題解決に向け協議することを要望します。
- (3) 幼稚園の廃園に伴い、校区で幼稚園児の預かりをしていた放課後児童クラブが廃園になった場合、また、同時に失職の可能性のある幼稚園児預かりのために採用した支援員の今後の雇用や、放課後児童クラブ運営への影響について、何らかの対応策を考えるよう要望します。
- (4) ビジョンどおりに実施された場合、校区外の幼稚園に行くことが現実ではないと思われれます。そのため、認可保育園など関係施設の情報共有を行政が中心となり課題を解決し、居場所のない子どもたちが1人も出ないように、強く要望します。
- (5) 今後の別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）の策定に当たり、別府市放課後児童クラブ連絡協議会等、保育、教育関係団体の意見を汲める協議の場を構築することを要望します。

令和5年11月22日（受理）

請願者

住所 別府市竹の内8-1

氏名 別府市放課後児童クラブ連絡協議会  
会長 横川 明

#### ○安部委員長

以上で、請願文の朗読は終わりました。

次に、請願の趣旨等の説明のため、参考人として別府市放課後児童クラブ連絡協議会会長横川明氏、また紹介議員として阿部真一議員に出席いただきます。

（参考人横川明氏、紹介議員阿部真一議員、席に着く）

本日はお忙しい中にもかかわらず、当委員会の請願審査のために御出席いただきありがとうございます。委員会を代表してお礼を申し上げます。

この請願の審査を充実したものにするため、限られた時間ではありますがよろしく願いいたします。

初めに、参考人の横川様に請願の趣旨等を説明していただきますが、請願の内容はあらかじめ拝見しておりますので、この請願を提出された理由等について説明を願います。

その後、各委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

念のため申し上げます。別府市議会委員会条例第28条第4項において、準用する第25条第1項及び第26条第2項の規定により、参考人の方は挙手をして、私の許可を得て発言を願います。

また、参考人が委員に対して質疑及び意見をすることはできませんので、御了承願います。

それでは横川明様、よろしくお願い申し上げます。



○横川参考人

今回の保育ビジョンに関しては、私は9月7日の大分合同新聞の新聞報道で初めて知りました。その後、毎月1回開かれるうちの定例理事会があるんですが、9月は11日月曜日に開催をしました。

今回、新聞報道で見て最初に思ったことはですね、まず幼稚園をメインというか、幼稚園だけを受け入れてる児童クラブがあるんですけども、その扱いは普通に考えると、廃園になるとそこに幼稚園児はいないわけですから、当然その児童クラブがなくなる。そういう心配をしてたんですが、11日の理事会に思ったとおりというか予想どおりというか、その代表の方から、実は支援員から連絡ありましたと。私たちはどうなるんでしょうかと。児童クラブがなくなれば、当然仕事を失うわけですよ。それを新聞報道で知るっていうのは、私はいかがなものかなというふうに思いました。

ただ我々の児童クラブ連絡協議会っていうのは、お願いをすることしかできない立場ですので、そのことについて今後話し合っていきましょうねということで、9月の理事会は終わったように記憶しています。

その後、このビジョンについて別府市内の各所で説明会があるということで、北部地区公民館の説明会に私は出席をしました。その中で市のほうから連絡というか説明があつて、保護者の方たち、出席者の質疑があつたんですけども、保護者の方からも、なぜこういうことを急いで進めるんでしょうかとか、私たち幼稚園児を持ってる子どもについてどうのお考えでしょうかという質問が出たんです。当然、資料以上の返事はなかったですし、その方が言うには亀川のことであると、亀川幼稚園がなくなれば、亀川幼稚園に行く予定だった方は上人幼稚園に行くでしょうねと。そのことについて尋ねると、子どもたちっていうのは、多くの方たちと関わって過ごしたほうがいいんだと、有識者、識者の方たちの意見でそういう意見が出ておりましたと。ただその方の子どもさんは、私の子どもは非常に人と関わるのが非常に難しいので、今の亀川幼稚園のように少人数で先生たちがとてもよく関わってくださって安心できてるんです。ただ、多くの子どもたちと関われば、イコールそれが子どもにとってプラスになるってことはないってことは認識していただいていたほしいということとか。

通園ですけども、亀川の子どもが上人幼稚園までに歩いて通園するってちょっと考えにくいんですよ。保護者が当然送迎するけど、スクールゾーンで入れないでしょっていう意見を聞くんですよ。送るにも送れない、近くで降ろして行ってきなさいっていうことも、それもちょっと難しいですよっていうような、いろいろな意見があつたんですが、それを全部言ったら切りがないのではしよります。そういう不安が解消されてないなというふうに、私は感じました。

その後、別府各所でそういう説明会があつたんですけども、私はその1か所しか行ってないんですけども、ほかのどこに参加した児童クラブの関係者もいますので、その人たちから話を聞いても、やはり各所でその保護者の不安が解消されていない、今後検討しますということだったんです。もうちょっとお時間をいただいて検討して、少しずつ保護者の方にちゃんと説明ができて、全部解消されないまでも、やはり保護者の方たちがちょっと安心ですねっていうようなことを、もっとゆっくり議論していただいてもいいんじゃないかなと。そういう議論の場を持っていたらいい、保護者の方たちに説明の場を持っていたらいい、このプランにそもそも反対してるわけではありませんで、もっと時間をかけて何より私、横川は、ごめんなさいこんな言い方すると誤解があるかもしれませんが、特に何か不都合があるわけではないんですけども、やはり一番困ってるのは子どもであったり保護者であったりするわけですよ。それで、実際職も失うかもしれない支援員だったりするわけですから、その方たちの不安を少しでも解消していただいて、何らかの対応を話し合っていたらいい、その説明があつた後、進めていただいてもいいんじゃないかなというふうに感じたので、まず要望するのか、そういう意見にするのか、請願、陳情、いろいろな話があつたんですけども、これはうちの理事会で9月、10月、11月と話し合つて、11

月の理事会で担当課であるこども子育て支援課には、意見書・質問書として提案しようと、議会のほうには請願という形でお願ひしようという形で、理事会で決めました。今回の請願に至ったという、ちょっとはしょってですが、そういう経緯で今回の事をお願ひしました。どうか御検討いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○安部委員長

ありがとうございました。紹介議員はただいまの説明に対し、補足があれば挙手にて発言願ひます。

○阿部紹介議員

先ほど横川会長のほうからお話あったとおり、請願に対する意味合ひは申し述べたとおりでございます。請願者と私、阿部と中村議員のほうで、陳情・請願に付することの内容として妥当かどうかというのを、十二分に協議させていただきました。

放課後児童クラブの別府の中での位置づけとしては、皆さん御承知であると思ひますが、別府市の場合、一校一園制を敷いております。その中で、令和元年、第2回の定例会において、別府市の放課後児童クラブ健全育成事業の整備及び運営についてという条例の中で、幼稚園児の受入れを、学童、放課後児童クラブのほうもできるようにということで条例変更、5年くりでしております。そういった過去の別府市と放課後児童クラブ、別府市に38ございますが、その中の運営としても行政と二人三脚で至った経緯がございます。また国のほうでも、児童福祉法の第6条の3第1項第2号において、この放課後児童クラブの位置づけというのは、法においても教育に資する施設として、また平成27年度施行の子ども・子育て関連三法においても、国のほうでもこの放課後児童クラブは重要な存在であると、教育・子育てにおいて大変重要な存在であるというふうに、法のほうでも認識されております。

その中でいろいろな意見をいただく中で、先ほど前の請願でもありました、こちらにお手元に示している資料の中の御回答というのは、やはりこの議会の中でも正しい答えを見出すことができない、行政のほうでもこういった形で解決しますという答えが出ない。市民のほうでも事業者のほうでも、正直言ってこれが正しいという答えが出ないという状況でございます。

今回の市のビジョン公表に当たって、逆に言うところこういった課題点を10年、50年、100年後のこの別府市の明るい未来を考える一つとして、この放課後児童クラブもこのようなビジョンに対して意見を申し述べていただきたいという場所をお願ひする請願でございます。

そしてまた最後に議会としても、やはり「こどもまんなか社会」を国のほうはうたっておりますが、地方行政もそうであります。二元代表制を敷いている上で、やはり行政だけで考える課題ではなく、議会もこの今後の別府市に今日、今時点でも生まれてくる子どもに対しても、しっかりした責務を持って政策に対して議会としてお示しする、その一点で、私は紹介議員として陳情ではなく請願として、委員会に提出した次第でございます。

○安部委員長

ありがとうございました。中村議員ございますか。

○中村委員

僕も以前、昨年度は放課後児童クラブの代表をさせていただきました。やはり、本当に放課後児童クラブのありがたみというのは、保護者だったらもう必ず分かるはずなんです。もう子どもたちの行き場所、学校終わった後に低学年、本当に不安に思っただけでなかなか家に帰すわけにもいかない。今、校区外の子どもも多く在籍しておりますので、その子たちがではどうやって帰るのってなったときに、学校終わった後に、学童というのはすごく大切な存在なんです。やはり、今

この一番大切な存在をちゃんと認識していただいて、行政、市を挙げてやはりそこをサポートしていくっていう体制が絶対に必要かなと思います。なので、しっかりこの請願、僕はもう関わらせてもらって本当にありがたいというふうに思っています。

○安部委員長

ありがとうございました。

以上で、参考人等による趣旨等の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

○日名子委員

今回の就学前ビジョンが出される前に、就学前の子どもに関する教育等の協議会というのがありまして、5回にわたって協議がされたんですけども。もう私もちょっと傍聴を何度もさせていただきました。委員が9名いらっしゃるんですけども、幼・保・小の代表者の方、有識者の方、保護者の方も何人かいらっしゃるかと思います。今回このビジョンも私を含め多くの議員が、担当課からの説明ももちろんありましたけども、やはり新聞等で、先ほど横川さんがおっしゃったように、新聞等で知るっていう方も、関係者なのに報道で知るっていうこともあったということで、そういう議案等でほんと報道から入るっていうことが、議員になって何度かあったうちの、今回もその一つだったんですけども。

そもそもその先ほどおっしゃったように、放課後児童クラブさんは就学前ビジョンの策定には欠かせない団体さんなのかなと思っていますので、その協議の委員の中にそもそも入られてないっていうことは、ちょっと私も驚きましたが、その辺は横川さんどのように感じになったんですか。

○横川参考人

そもそもなんですけども、そういう話合いがなされているってことは知りませんでした。勉強不足かもしれませんし、ある方にお尋ねしたらホームページについておっしゃるんですけども、これ言って誤解を受けるかもしれませんけど、私は別に放課後児童クラブのプロではありませんし、ボランティアでやってることで、そこまでの認識が薄かった、これは事実で、一言で言うと知りませんでした。

○日名子委員

そこに本来ならば、そういう放課後児童クラブの代表の方なり、役員の方が入ってもいいと思います。思います、今でも。それに関して市からの声かけも何もなかったことに関しては、どのように思ってるんですか。

○横川参考人

我々、任意の団体ですので、お声がけいただいたら、ありがたかったかなと。その感謝の気持ちを常を持ってお願いするしかない立場なんです、私たちっていうのは。なので、何で選ばなかったのっていうふうには思えないんです。選んでくれたらよかったですっていう、常にそういうスタンスでしか自分たちの活動ができない。お願いするしかできないんで。聞いた後も、うそ、入ってなかったんだって、選んでいただけてなかったんだ、選んでいただけてたらよかったですって、その場で意見も言えたのになんていうふうに考えました。

○日名子委員

私も今回の保育ビジョンが出されて、今回のこの請願の内容を確認させていただきまして、放

課後児童クラブさんがさっき横川さんからお話があったとおり、幼稚園だけの放課後児童クラブがあったっていうの、私実は存じ上げなかったです。ですから、当然やっぱり校区に行く幼稚園がなくなったら、ほんと先ほど横川さんがおっしゃったとおり、お仕事がなくなる方々、また子どもたちも、遠くの放課後児童クラブに行くことになるのかなとか、考えればすぐに思いつくとか、分かるようなことなんですけれども。確かに私も思うんですけども、担当課に聞いても、ホームページに上げてますという報告事項ですね、という返事ばかりでしたので、私自身もちょっと腑に落ちないことが多かったので、今回、請願を出さされたということで、私はとても評価させていただきたいなと思っております。

○安部委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○重松委員

今回この請願の項目、何点かにわたって出されておりますけれども、この請願のまず趣旨に、このビジョンに対してはその反対するものではありませんというふうにまず冒頭おっしゃっています。ということは、このいわゆる要望事項、請願の事項がある程度クリアできるというか、具体的に示された場合は、やっぱりこのビジョン自体はいわゆる閉園ということに対しての必要性というのは感じていらっしゃるんですか。

○横川参考人

少子化の時代ですし、一言で言うとやむを得ない部分はあるかとは思いますが。言ってしまうとその一言ですね。反対してるんじゃないくて、先ほど申し上げましたように、一番困るのは子どもだったり保護者だったりしますから、そこの不安を少しでも解消できるように、議員の先生方にお願いで議論していただけたらなという趣旨で、今回の請願、根本はコアなところはそこにあると思ってますので、どうか御検討いただけたらと思います。

○重松委員

そうしたときに、ちょっと今回、パブリックコメントや説明会の皆様の御意見を見たときに、ちょっと私も実際ここには参加してませんので、この文面だけしか見てませんが。基本的にその反対、その閉園自体の反対を前提での、御意見というか、そういうのが多数を占めているのかなというふうな印象を持ったんです。そうしたときに、その横川会長をはじめそういう方が、市に対するその考え方の違いっていうのはあると思うんですけども、その横川会長はじめそういった役員の方と、こういった現場の、またその閉園、また存続に対するそういう温度差っていうか認識の違い、そういうのもまた生じてくるのではないかなっていうふうに思うんです。この項目が果たして、こう実現できたとして、そこでこういった意見を出された方が、ではそれならっていうことになるのか。そこのまたやり取りというか、そういうとこもまた難しくなってくるのではないかなと感じています。いかがでしょう。

○横川参考人

当然温度差というか、例えば閉園になる校区の保護者っていうのは、まともにつてすぐに困るわけですよね。だけどそうではない幼稚園、校区の方たちっていうのは、当然困らないですよ。その温度差は当然あるかと思えますし、児童クラブといっても、幼稚園を預かっている児童クラブ、預かっていない児童クラブがあるわけですから、その温度差は当然あるかというふうに思うんです。これは学童保育ですので、基本的に全国を見ても、幼稚園を預かっている地域というのは、恐らく私が知る範囲では別府市だけだと思うんです。大分市に行ってもそんなことはあり

ませんし、ほかの市町村に行ってもないんです。それで、亀川放課後児童クラブの立ち上げ、20年前に立ち上げたんですけども、やっぱり年齢弱者をまず安全安心に守りたいっていう趣旨が運営委員会にあったもんですから、そういうことでスタートしてます。

それで、各児童クラブも運営委員会があって運営してますので、そこは独自の運営になってますので、当然温度差があって致し方ないのかなというふうに思います。ただ、私としては、全ての意見がクリアになるとも思っていませんが、やっぱりその例えば校区によっては、鶴見校区だと鶴見幼稚園の園舎が古い、トイレもすごく傷んでいる、そこに南立石の子どもたちが来ると、とても過ごす状況を考えづらいついていう意見が出たというふうに聞いております。そういう各地域によっても、各クラブによっても、各幼稚園の保護者によっても当然温度差はあるんですけども、少しずつその辺をクリアしていただけたらありがたいなというふうに思っています。

#### ○阿部紹介議員

補足で、すみません。今の横川会長おっしゃってたように、このビジョンのパブリックコメント等で与えられた課題に対してこれという答えを、放課後児童クラブの連絡協議会さんも、そして私、紹介者である議員の一人ですけど、私自身も、そしてまた当局もこの答えが正しいというのを今時点であるわけではございません。

なので、今後こういった課題と一緒に共有して、前進思考、未来志向において、学童のほうも一緒に当局とこういった人口減少の中、地域における課題も勘案しながら、共に解決する上での友好団体というか、関係団体の一つとして学童保育の意見も聞いていただく場を提供していただきたいということでございます。当局からの答えは、具体的にはこれというのは、今お手元にありますけど答えがあるわけでもございませんし、誰もが持ち合わせてる答えではないんで、より未来的に考えていく必要があろうかと思えます。これは私議員一人としても感じております。

#### ○安部委員長

ほかに御意見ありますか。

#### ○日名子委員

今回このビジョンが出されて、この説明会があって、これだけ多くの、私も行きましたけど、やはり語気強めの保護者の方、関係者の方はたくさんいらっしゃいまして、これだけのボリュームが出てきて、一年間ちょっと繰り下げることになりまして、今請願出されたところで、本当今、紹介議員の阿部議員がおっしゃったみたいに、またせつかく1年延ばして、じっくり考えるってことですので、今おっしゃったように友好団体を含めしっかり内容を協議していけばよろしいのではないかと考えております。

#### ○安部委員長

ほかに御異議、御質疑はございませんか。

#### ○三重委員

一点が意見で、一点が質問になるかと思うんですけども。今回たまたま、たまたまという言い方が適切かどうか分かりませんが、2本の請願が上がってきて、しかも中村議員に関しては両方の一応紹介になってるんですね。この請願について、別府の場合はその請願そのものに対して、もう採択か不採択かっていうやり方になりますんで、例えばこの中に書いてある文言一つ一つに対しての、その一部採択、不採択というそういう多分方法は取ってないと思うんですよ。ですから、今回この二つの請願が上がってきた時点で、一度やっぱりその文章の中身はちょっと精査する必要があったんじゃないかなというのは、まず意見です。

そして、この児童クラブに対してのその質問に対しては、私もこの放課後児童クラブっていうのはもう今ある意味保育所と一緒に、もう本当に子育てに関してはもう必要不可欠なものになってるかなという、私はもうその認識です。やっぱりその待遇を改善していかないといけないなどというふうに思ってますし、私の記憶では、今年のたしか6月の閣議、国のほうにおいても、たしか「こども未来戦略方針」の中に、いわゆるその放課後児童クラブの常勤職員を増やす、そういう動きが出たと思います。自治体に応じては、その常勤職員を増やしたところには補助金を出しますよっていうような、これ結果的に確定したかどうかちょっとまだそこまで私見てないですけども、そういう動きが出ている。

だからこの児童クラブさんが出したこの請願について、私も確かに公立幼稚園の預かり保育をするところとしないところで、ではしないところはもうどうするんだっていうところで、放課後児童クラブが受け入れてくれたというその経緯ももちろん知ってる。そういう中で、やっぱり今回このビジョンを出されたときには、当然、行政側は放課後児童クラブにもきちっとやっぱり説明をする。先ほど話があったように、やっぱり協議会の中にも入るべきだったんじゃないかなというふうに思ってます、私も。

そういう中で、この請願の中に放課後児童クラブのいわゆる支援員さんの雇用の問題であったりとか処遇の問題っていうのがこう書いてるんです。これについては私、本当に必要なことかなと、請願で書かれていることは大事なことかなと思ってるんですけど、そこでちょっと1個関連して、今この恐らく放課後児童クラブの中に常勤の職員の方、それから非常勤の職員の方いらっしゃると思うんですけども、多分恐らくほとんどが非常勤の職員ではないかなと、常勤の方は少ないんじゃないかなと思うんですけど、あの常勤の方のいわゆる賃金を、ちょっとどういう状況になってるのか聞かせてもらえますか。

#### ○横川参考人

先ほど申し上げましたように、各クラブで運営状況が違いますので、まず根本になるのは、各クラブは常勤の職員支援員さんが欲しいんです。常勤の支援員さんが5人いたらこと足りるんであれば欲しいんです。それによってちょうど当然社会保険だとかいうことはやるべきだし、該当する人にはやるようにしています。

それで、亀川放課後児童クラブでいえば、数年前で退職金プランというのをつくりまして、多分、別府市内でうちだけだと思うんですけども、永年勤続していただいた方には、当然退職金を支払うということで積立金もしています。なぜそれができないかっていうと、放課後児童クラブっていうのは、働く時間が午後だけだったりするんです。本当にもう分かりやすく言うと収入が欲しい人たちって、保育園・幼稚園にフルタイムで働くんです。児童クラブは来てほしいけども、経験はあるけどもう一回そろそろ仕事をしたいな、だけど扶養の範囲でやりたいなっていうことがあるんです、雇用される側の問題として。やっぱりその短時間労働者としてたくさん登録してローテーションを組んで、ただ根幹になる人はやっぱり5人欲しいところを、雇われる側の都合で2人しかいませんっていうのが実情であったり、どこも安定して支援員さんにフルタイムで働いてほしいという気持ちは持っているんです。

これは今の賃金形態っていうのは、もう短時間労働者でいえば時給なんですけども、うちはスタートを最低でも経験、資格をお持ちでない方は950円からスタートしよう、資格をお持ちの方は1,100円からスタートしようっていうことで、賃金はなるべくたくさん、大変な仕事だから払ってくださいっていうふうにお願いをしています。ただ入ってくるお金が委託金と保護者からの利用料ですので、決まってるんです。商売をして、もうかつたらたくさん利益が出るって仕事ではないんです。これは決まってる、当然スタートに総会で予算書を作るんですけども、利用者が減れば収入が減るんです。けれど、それもある程度見込み、見越したって言い方変なんですけど、年間の賃金をこの予算をつくって、当然間で報告、運営委員会で報告をしながら補正予算という

か、内容を変えたりして、おやつ代をこうするとかいろんなやりくりをしながら一年間過ごす、また一年間やりくりをしながら過ごすというのが実情で、そこに補足になりますけども、幼稚園児を預かるっていうのは、支援員さんの負担がやっぱり大きいんです。長く時間を空けてなきゃいけないし人数も要ると。そこにお金も必要になるわけで、幼稚園預かってるクラブは別に補助金をお願いしますという要望書も出したりするけど、なかなかそういうことが実現してなかったということで、非常にまとめにくいんですけども、そういうふうに常に5人の常勤の方がいてくださったらありがたい。だけど、できていない実情もあるというのが、私の返事になります。御検討ください。

○阿部紹介議員

補足で、先ほど三重委員がおっしゃったように、支援員さんの個別の給与体系について、担当課に僕のほうからお聞きしたら、担当課は民間になりますので、民間のほうの給与実態、給料の各支援員さんが幾らもらっているというのは把握をしていないという答えでございました。なので資料要求はしてないんですけど。

それで、横川さんも今、給与形態のお話ししましたが、大体平均時給って1,000円前後で、各学童さん、別府市内の学童さん、大体それぐらいでパートタイマーとして雇用しているのが実態で、あとはもう勤務実態の時間において算出するというところでございます。市から運営費として支援員とか運営の補助ということで出してる分は、議員さんの皆さんの予算書で見ただけから分かるかと思しますので、御参考にお伝えしておきます。

○安部委員長

ほかに御質疑はありませんか。

○山本委員

ちょっと待って、質疑ではないんやけどな。

○安部委員長

この後、自由討議もあります。

○山本委員

この中身についてはそのとおりだと思います。ただし、請願やけんな。この中身が請願に合うのかな、さっきから考えるんやけども。要するに、協議会に入れてくれというのは、そういう話が行政側とは何回もしましたか。

○安部委員長

行政側と、この間何度かやり取りされましたっていう質問です。

○横川明

この請願に関してですか。

○山本委員

請願に関してではない。

○安部委員長

この協議。

○横川参考人

やり取りをしました。先ほど申し上げたようなことも、担当課はどうしても子育て支援課になりますので、担当課長とそういう職を失うかもしれないようなこともありますよね、私も説明会に行って、中西課長自身が説明をしてくださる立場だったので、質疑応答も当然聞いてくださってるので、保護者も不安に思ってますよね。その後一年間延ばします、延長になりました、ありがとうございますと。ただ、延長することによって保護者の不安や子どもたちの不安や、支援員さんの不安が全部取り除かれたわけではないので、私たちとしては子育て支援課に対しては、最終的には要望書になるかは別にして、そういうものを提案、提出したいと思ってますっていうやり取りは何度かしました。

○安部委員長

よろしいですか。

○山本委員

別府市に対しては、意見書、要望、陳情ってあるんですね。請願というのは最終、一番最後、そこまで持っていかなければ悪かったかなっていうような気がするんですよ。中身は当然だと思いますよ。ただし別府市の仕組みとして、意見書、要望書、陳情。それが駄目だった場合は最終手段として請願があるんです。この内容は当然、至極当然だと思いますが、請願まで持ってこなければ悪いかなという疑問が、それだけ。

○安部委員長

答弁は、もう先ほどのとおりですね。はい、分かりました。

ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。

横川様、阿部議員、本日はありがとうございました。

いただきました御説明等を参考に、審査を進めてまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

休憩いたします。

休憩：14時00分

再開：14時01分

○安部委員長

再開いたします。

これより自由討議を行います。自らの意見や考え方等について、御発言される方は挙手を願います。

○山本委員

何ていうか、俺は請願に反対してるわけではないんだよ。さっき言ったように、請願になじむかなじまないかっていうことが、どうも引っかかっている。この前から安易に、安易という言い方は大変失礼だけど、何かあったら請願、請願って言うんだよ。請願の前にはあるんじゃないかなという、そんな気がしてならん、この問題は。行政とじっくり話し合えば、協議会に入るのも自由なんやけん、わざわざ請願までもってきてな、協議やってくれっていうような問題かな



という、それがひっかかっている。

○安部委員長

それに合わせて、皆さん意見があれば。  
どうぞ、自由討議なんで。

○日名子委員

私の考えなんですけど、今回、その就学前ビジョンが出たタイミングで、協議会にも入ってなくて、大変ちょっと驚かれたっていうのがあって、そこからちょっともっとうこうしてほしい、ああしてほしいっていう、この説明会の後にこういうふうを考えられたのは、自分たちの子どもさんたちを預かっている、とても関わる団体だと私は思うんです。そこで要望がどういうもので、陳情がどういうものでかそういうものを超えて、やっぱり議会でしっかりこう検討して採択してほしいっていう思いがあったのかなと、私は思っていたんですけども。

○安部委員長

いや、どうぞ意見遠慮なく。それぞれの意見を自由に述べる場となっておりますので。

○三重委員

意見については、先ほど質問のところでは言ったとおりです。その山本委員の言われるその請願、陳情とか要望とか、そこはちょっと私の中ではちょっと横に置いてるんですけども、今回たまたま二つ出てきて、かなり内容がかぶってるところもあるんで、その精査はやっぱり必要なのかなというのと。あとはその自由討議で言えば、その採択のやり方、採択の仕方、ここはやっぱり一つの検討課題になるんじゃないかなとは思っています。

○安部委員長

私もこの委員会が始まる前に、会議規則を読むと採択か不採択しか書いてないです。ほかの議会を見ますと、一部採択、趣旨採択、継続審査というちゃんと明記があるんですけど、それは今後の別府市議会の課題として、事務局と協議したいと思っておりますので。

はい、ほかになれば、自由討議終わりたいと思っております。

○山本委員

今、委員長言われたとおりに、請願が出た場合は、請願に賛成か反対かしかない。

だから、ほかに議員も皆おることだから、ちょっと老婆心ながら言うが、採択というのはそれだけ重たいということやけん。

だから各議員は、紹介議員になるときは慎重な姿勢でいかんと悪いということだけ、ちょっと老婆心ながら意見として。

○安部委員長

いやもう、ありがとうございます。

ということで、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

請願第3号別府市就学前教育・保育ビジョン(素案)についての請願について、採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、請願第3号については、採択すべきものと決定いたしました。以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案及び請願の審査は全て終了いたしました。なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。これもちまして、厚生環境教育委員会を終了いたします。

○閉議：14時06分